

落札候補者・落札予定者の選定の考え方

【例：簡易技術資料による評価値の上位3者を落札候補者として選定する場合】

1. 落札候補者の選定

(1) 評価値上位3者の考え方

	【例1】	【例2】	【例3】
	簡易技術資料による 評価値 (順位)	簡易技術資料による 評価値 (順位)	簡易技術資料による 評価値 (順位)
落札 候補者	A社 72 (1)	A社 72 (1)	A社 72 (1)
	B社 71 (2)	B社 71 (2)	B社 71 (2)
	C社 70 (3)	C社 70 (3)	C社 71 (2)
	D社 68 (4)	D社 70 (3)	D社 70 (4)
	E社 65 (5)	E社 65 (5)	E社 65 (5)

2. 落札予定者の選定

(1) 落札候補者に無効があった場合

- ①落札候補者の全者が無効 → 落札候補者の追加選定が必要
- ②落札候補者のうち1~2者が無効 → 落札候補者の追加選定は不要

(2) 詳細技術資料の審査により落札候補者の評価値が変動した場合

- ①落札候補者のうち最も高い評価値が次点（評価値4位）の評価値を上回る場合
→落札候補者のうち最も高い評価値の者を落札予定者とする。
- ②落札候補者のうち最も高い評価値が次点（評価値4位）の評価値を下回る場合
→落札候補者を追加選定（1者以上）して詳細技術資料の提出を求める。

	【例4】	
	簡易技術資料による 評価値 (順位) 詳細技術資料による 評価値 (順位)	
落札 候補者	A社 72 (1)	A社 66 (3)
	B社 71 (2)	B社 無効
	C社 70 (3)	C社 70 (1)
	次点 D社 68 (4)	D社 [68] (2)
	E社 65 (5)	E社 [65] (4)

A社：次点(D社)の評価値(簡易技術資料による)を下回る。
 B社：無効
 C社：次点(D社)の評価値(簡易技術資料による)を上回る。

- ・評価値の最も高いC社が落札予定者となる
- ・落札候補者の追加選定不要

	【例5】	
	簡易技術資料による 評価値 (順位) 詳細技術資料による 評価値 (順位)	
落札 候補者	A社 72 (1)	A社 66 (3)
	B社 71 (2)	B社 無効
	C社 70 (3)	C社 67 (2)
	次点 D社 68 (4)	D社 [68] (1)
	E社 65 (5)	E社 [65] (4)

A社：次点(D社)の評価値(簡易技術資料による)を下回る。
 B社：無効
 C社：次点(D社)の評価値(簡易技術資料による)を下回る。

- ・全ての落札候補者の評価値が次点(D社)を下回る。
- ・落札候補者の追加選定必要
→次点であるD社